

米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業委託業務 企画提案指示書

1 目的

道内企業からは、米国への輸出ニーズがあるものの、アジアと比べると、市場動向等の情報入手の機会や商談の機会が少なく、また、米国における「北海道」の認知度も低いことから、米国市場への参入を目的とした実践的な研修会の開催、米国バイヤーとの商談会の開催、テスト販売を通じて、米国市場をターゲットにした道産食品の輸出促進に向けた取り組みを行う。

2 実施方法

総合評価一般競争入札

3 委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

4 委託業務の概要

(1) 米国市場参入実践研修会の実施

米国市場への参入に向けて、米国市場の現状や消費者ニーズなどの情報を道内企業に提供しながら、販売力の向上を図る研修会を実施。

(2) オンライン商談の実施

道内企業と米国バイヤーによるオンライン商談を実施。

(3) 道産食品のテスト販売の実施

米国現地の小売店等において、道産食品のテスト販売を実施。

5 委託業務の内容

(1) 米国市場参入実践研修会の実施

ア 実施内容

以下の(ア)～(ウ)の内容を基本に、米国への道産食品の輸出及び現地小売店や飲食店での販路拡大に関心のある企業を対象とした初心者向けの研修会とワークショップを、専門家等を招へいし各1回以上開催すること。また、別に示す「オンライン商談」および「道産食品のテスト販売」の実施を見据え、北海道食産業振興課が実施する「道産食品輸出企業海外進出促進事業」や日本貿易振興機構(ジェトロ)などの貿易支援機関・団体が企業向けに実施している研修等にも参加できるような構成とし、記載すること。

(ア) 米国市場の現状や消費者ニーズ

(イ) 米国への輸出手続きや輸出規制

(ウ) オンライン商談における商品の売り込み方(魅力の伝え方)などのスキル獲得

イ 参加企業の募集

以下の項目を踏まえ、提案書に具体的な募集方法や候補となる企業・商品について記載すること。

(ア) 道内の商社やメーカー、団体から募集し、15社・団体以上からの参加を募ること。

(イ) 募集は、別に示す「道産食品のテスト販売」並びに「オンライン商談」が研修会参加者を中心に実施される一連の取組となることを留意し行うこと。

ウ 実施方法

研修会は、札幌市内でのオフライン開催を基本とするが、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、オンライン参加も可能とするなど広く道内各地から参加できるよう効果的な方法とすること。

エ アンケートの実施

研修会終了後は、参加企業に対し、研修内容の評価などに関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

オ その他

研修会の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(2) オンライン商談の実施

ア 実施内容

以下の項目を踏まえ、提案書に具体的な商談の実施方法、想定されるバイヤーについて記載すること。

- (ア) 研修会の参加企業を中心に、計 10 社以上の道内企業から参加を得ること。
- (イ) バイヤーは、現地小売店や飲食店の計 5 社以上から参加を得ること。
- (ウ) 実施時期は、別に示す「(3) テスト販売」実施後を検討すること。
- (エ) 事前のサンプル送付や企業・商品の説明動画等の活用支援等、成約に向けた商談を設定すること。
- (オ) 参加企業に対しては、日本貿易振興機構(ジェトロ)が運営するオンラインカタログサイト「Japan Street」への登録も促し、事業期間中はそのサポートを行うこと。
- (カ) 商談で使用する商品情報シートは、「Japan Street」で使用するものと同様の様式とすること。なお様式は、下記 URL より事前登録のうえ入手すること。
(参考 URL: https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)
- (キ) 参加企業に対しては、商談前に模擬商談へ参加できるような構成が望ましい。
- (ク) 日本貿易振興機構(ジェトロ)が実施する米国向け「サンプルショールーム事業」の活用についても検討すること。

イ オンライン商談終了後のフォローアップ

受託者は、オンライン商談後もバイヤーとの商談が継続している場合には、事業期間の間は、道内参加企業と現地バイヤーへの商品売り込みなどフォローアップを行うこと。なお、フォローアップ出来る事項や範囲(例: 翻訳対応、サンプル送付の支援、オンライン会議の補助など)については、提案書に明確に示すこと。

ウ その他

オンライン商談の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(3) 道産食品のテスト販売の実施

ア 実施内容

上記研修会で学んだことを実践で活かせるよう、以下の項目および「イ 販売商品数」を加味し、提案書にテスト販売を実施する店舗および実施期間、候補となる企業・商品について記載すること。また、その理由も合わせて記載すること。

- (ア) 店舗は、米国西海岸(カリフォルニア州)にある現地小売店並びに飲食店(テイクアウト店、デリバリー店なども含む)の 1 店舗以上とし、実施期間は、1 週間以上とすること。
- (イ) 販売時期は、米国の商戦期等を念頭に最も適当な時期とすること。

イ 販売商品

研修会に参加した企業が取り扱う道産食品を中心に、計 10 社以上の道内企業から合わせて30品目以上の商品を取り揃えること。ただし、これ以外に畜産品(想定:道産和牛)や水産品(想定:水産エコラベル認証を受けたホタテや秋サケを中心とした道産水産物)、日本酒などの道が米国市場に向けた重点品目や現地ニーズを考慮した商品を取り揃えることが望ましい。

ウ 参加企業への対応

以下の項目を踏まえ、具体的な対応方法を記載すること。

- (ア) テスト販売についての概要を提供し、サポートを図ること。
- (イ) 参加企業がテスト販売商品の選定に参考となるよう、日本貿易振興機構(ジェトロ)等が実施検討中の模擬商談への参加を促すこと。
- (ウ) 複数の商品を組み合わせたバイヤーへの売り方(例:日本酒とおつまみのセット販売)等の提案をすること。
- (エ) その他、参加企業とは必要に応じて連絡調整を行い、フォローアップを行うこと。なお、フォローアップ出来る事項や範囲(例:翻訳対応、サンプル送付の支援、オンライン会議の補助など)については、提案書に明確に示すこと。
- (オ) 参加企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は受託者に属することとする。

エ 売場レイアウトの作成(備品・什器、照明等、設備の設置を含む)

以下の項目および「キ 売場の装飾」を踏まえて、提案書に売場レイアウトや装飾、PR方法等を記載すること。

- (ア) 販売する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食の魅力を最大限発信できるようにすること。
- (イ) 商品を適切に展示・管理するための備品(食器棚、テーブル、イス、冷蔵・冷凍庫等)の借り上げを行うこと。

オ 売場の装飾

- (ア) ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やモニター・バナー等による装飾。
- (イ) 企業ロゴやポスター等を活用した企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。
- (ウ) アイヌ文化及び縄文文化に関する情報を発信する装飾。
- (エ) 出展にあたっては、北海道食産業振興課が進める「食絶景北海道」のロゴやポスターを活用するなどして、北海道産のPRに繋がる効果的な中身となるよう対応すること。具体的な活用内容については委託者と確認すること。

カ 商品の輸出等

以下の項目および「キ 啓発資材の輸送」を踏まえ、提案書に商品の想定される輸送経路及び日数を掲載すること。

- (ア) 商品の輸出にあたっては、受託者の指定する場所(日本国内)から出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、米国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、米国の目的港から出展会場までの輸送を行うこと。
- (イ) 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- (ウ) 輸出にあたり、日本及び米国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。

キ 啓発資材の輸送

委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材のとりまとめを行い、会場店舗までの輸送を行うこと。

ク 人員配置

以下の項目を踏まえ、提案書に想定される人員配置をそれぞれ記載すること。

(ア) テスト販売開始までの準備やテスト販売店舗との調整業務にあたり、日本語と英語の通訳が可能な人員を1名以上配置すること。

(イ) テスト販売期間中、会場に日本語と英語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、テスト販売会場の管理運営のほか、出展企業の販売支援を行うこと。

(ウ) 米国への渡航が可能となった場合は、テスト販売期間中に現地参加企業1社あたり1名以上の通訳を現地に配置するとともに、販売員を配置すること。

ケ 現地送迎

米国への渡航が可能となった場合は、バス等の車輛を借り上げ、空港、ホテル間について、道内参加企業等関係者の送迎を行うこと。

コ テスト販売実施にあたっての連携・協力

テスト販売にあたり、企画提案以外の現地の企業などから連携・協力(想定:現地日系飲食店における中食展開など)のオファーがあった場合には、委託者と協議しながら、対応すること。

サ テスト販売終了後のフォローアップ

受託者は、来場者に対し、販売商品などに関するアンケートを実施するとともに、テスト販売参加企業に対し、アンケートの結果や販売数量・金額を報告すること。

シ その他

テスト販売の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(4) 実施スケジュールの記載

提案書に上記(1)～(3)の取組に関する全体スケジュールを記載すること。

(5) 成果品の提出

ア 以下の内容を基本に整理した報告書を提出するものとする。

(ア) 米国市場参入実践研修会の実施概要と結果(参加企業の受講した感想、研修内容の検証、分析)

(イ) オンライン商談の実施概要と結果(商談における成約、成約見込、不成約およびバイヤーの感想、それらの理由、分析)

(ウ) 道産食品のテスト販売の実施概要と結果(売上、売上上位の商品、現地の嗜好・消費傾向、それらの理由、分析)

(エ) 上記のア～ウについての分析と課題の抽出

(オ) 抽出した課題の考察による対応策や提案

イ 上記(ア)～(オ)をまとめた対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

※報告書は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部)を提出すること。

※小冊子の場合は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(小冊子10部)を提出すること。

※PR素材等は 電子媒体(DVD-R1枚)を作成すること。

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な

権利処理を行うものとする。

6 総合評価一般競争入札の資格要件

- (1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア)道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ)本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (ウ)消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

- (1) 入札金額
- (2) 事業者の適格性
 - ア 業務を実施するにあたり、米国の食品市場、米国の流通業界、米国への食品輸出に関して、十分な知識や米国での実務経験を有していること。
 - イ 米国バイヤー、米国の小売店との繋がりを有していること。
 - ウ 米国現地との連絡調整を行うことができ、提案内容を確実に実行できる体制を有していること。
- (3) 企画提案の適合性
 - ア 米国市場参入実践研修会が、その後に実施する「テスト販売」や「オンライン商談」に効果をもたらすような内容となっていること。
 - イ 米国現地の小売店で実施するテスト販売及び販売後のフォローアップが将来的な継

- 続取引に繋がるような内容となっていること。
- ウ オンライン商談が、米国での継続取引に繋がるような効果的な内容となっていること。
- エ 日本貿易振興機構など貿易支援機関・団体が実施している支援メニューを取り込み、事業効果を高める内容となっていること。

8 応募手続き

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係
＜担当＞ 主事 大塚 晴美
＜電話＞ 011-204-5342 (内線)26-654
＜FAX＞ 011-232-8870
＜E-mail＞ ootsuka.harumi@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和4年(2022年)6月6日(月)午前12時00分(必着)
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出部数 1部

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和4年(2022年)6月6日(月)午前12時00分(必着)
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出部数 6部

※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、令和4年(2022年)6月6日(月)午前12時00分までに上記8(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

8(1)に同じ